

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月13日

【四半期会計期間】 第13期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社セルシード

【英訳名】 CellSeed Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 幸雄

【本店の所在の場所】 東京都新宿区原町三丁目61番地

【電話番号】 03(5286)6231

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区原町三丁目61番地

【電話番号】 03(5286)6231

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期 連結累計期間	第13期 第3四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日
売上高 (千円)	55,460	91,252	75,155
経常損失 () (千円)	654,993	327,360	842,231
四半期(当期)純損失 () (千円)	709,185	328,909	913,296
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	710,388	276,991	870,753
純資産額 (千円)	73,984	1,528,452	94,823
総資産額 (千円)	321,276	1,733,099	374,250
1株当たり四半期(当期)純 損失金額 () (円)	126.44	47.57	161.78
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	22.3	57.2	24.4

回次	第12期 第3四半期 連結会計期間	第13期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	24.07	15.90

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社が判断したものであります。

(1) 当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更はありません。

(2) 当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他の提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、継続的に営業損失を計上してきておりますが、前連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）残高239,525千円は想定される年間必要資金に比して著しく少ない金額でした。このことから、当社グループは前連結会計年度末において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しておりました。

この状況への対応策の一つとして当社グループは、平成24年12月27日にマイルストーン・キャピタル・マネジメント社宛に第三者割当による新株式及び第9回新株予約権を発行し、前連結会計年度に当該新株式発行により170,000千円、第9回新株予約権の行使により10,020千円を調達しておりました。さらに当期は平成25年2月1日までに第9回新株予約権の残存全権行使により640,278千円を調達いたしました。

また、平成25年9月2日に自己資本拡充と運転資金及び研究開発資金確保という課題に対応することを目的としてUBS AG ロンドン支店宛に第10回新株予約権及び第11回新株予約権を発行し、平成25年11月12日までに2,076,561千円を調達いたしました。このように財務基盤については大幅な改善を実現しておりますが、一方で細胞シート再生医療事業の重要課題である細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在していると判断しております。ただし、重要な不確実性は認められないため「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することとしております。

なお、継続企業の前提に関する事項及びその改善策につきましては、後記「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 継続企業の前提に関する事項について」をご覧ください。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において締結した経営上の重要な契約等は以下の通りです。

(1)再生医療産業化促進に係る受託契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
経済産業省	契約書	「再生医療等産業化促進事業」を当社が受託し、これを実施する。	平成25年9月12日から平成26年3月31日まで

(2)その他の重要な契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
UBS AG London Branch	第10回新株予約権行使指示条項付第三者割当契約証書	第10回新株予約権（274個）につきUBS AG London Branchを割当先として発行、当社による行使指示条項、及びUBS AG London Branchに対する行使制限・譲渡制限条項を含む。	平成25年9月3日から平成26年9月2日まで
UBS AG London Branch	第11回新株予約権行使指定条項及び行使停止指定条項付第三者割当契約証書	第11回新株予約権（1,400個）につきUBS AG London Branchを割当先として発行、当社による行使指定・行使停止指定条項及び行使期間満了時の残存新株予約権の買入れ条項、並びにUBS AG London Branchに対する行使制限・譲渡制限条項を含む。	平成25年9月3日から平成27年9月2日まで

また、欧州における角膜再生上皮シート開発計画見直しの一環として下記契約を平成25年7月12日付で解除いたしました。

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
GENESIS Pharma SA (GENESIS)	Definitive Agreement	ギリシャ、キプロス、ルーマニア、ブルガリア、マケドニア、トルコ、イタリアにおける角膜再生上皮シートの独占的販売に関する提携契約、契約時におけるGENESISによる契約一時金の支払い、販売単価に応じて予め定められた比率による両社での利益の按分	平成19年11月9日から、左記7カ国で最も遅く角膜再生上皮シートが上市された国の導入日より15年経過した日まで

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、海外経済の下振れが懸念されるものの、金融政策、財務政策、成長戦略の期待感などを背景に、輸出関連を中心に持ち直しの動きが見られ、景気回復へ向かうことが期待されてまいりました。

当社グループを取り巻く先端医療・再生医療分野におきましては、経済産業省から平成25年8月に「再生医療等産業化促進事業」の予算付けを行い、再生医療の実用化の基盤整備を進めるなど再生医療の産業化に向けた活発な動きが見られました。

以上のような環境の下、当社グループは、外部環境の大きな変化を活用しながら事業を推進できる財務基盤を確立すべく、その一環として平成25年9月に第10回、第11回新株予約権の発行を実施し資金調達枠を設定いたしました。また資金状況を勘案した全社的な支出統制を行いつつ再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業における活動を推進いたしました。その結果、両事業における先行投資を主因として、当第3四半期連結累計期間における売上高は91,252千円（前年同四半期比35,792千円の増加）、営業損失は321,029千円（前年同四半期比375,845千円の減少）、経常損失は327,360千円（前年同四半期比327,633千円の減少）、四半期純損失は328,909千円（前年同四半期比380,275千円の減少）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

再生医療支援事業

再生医療支援事業では、引き続き温度応答性培養器材を中心とした器材販売が好調に推移いたしました。また、販売代理店と協力して認知度向上・販売促進活動や温度応答性細胞培養器材の特注商品の開発などに取り組みました。

以上のような活動の結果、売上高は74,268千円（前年同四半期比18,807千円の増加）、営業利益は391千円（前年同四半期比11,870千円の増加）となりました。

細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、5つの細胞シート再生医療医薬品パイプラインに関する研究開発を推進しております。

角膜再生上皮シートパイプラインにおいては平成25年8月に経済産業省から「再生医療等産業化促進事業」を実施する委託先の一つとして当社が採択されました。当社は当該事業を通じて、我が国の再生医療製品等の優れた技術シーズを製品化させるべく、規制当局の円滑な審査に資することを目指した評価手法の開発に取り組んで参ります。

また、平成25年3月公表の「販売承認申請の取り下げを含めた欧州角膜再生上皮シート開発・事業化計画の再編成に関するお知らせ」にて記載の欧州における角膜再生上皮シート開発計画見直しの一環として実施したGENESIS Pharma SAとの販売提携契約の解消に伴い、契約締結時に獲得済み一時金を売上高として計上いたしました。以上の結果、売上高は16,984千円（前年同四半期比16,984千円の増加）、営業損失は172,862千円（前年同四半期比274,033千円の減少）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,365,031千円増加し、1,697,765千円となりました。これは主に、現金及び預金が1,341,559千円、及び前払費用が28,892千円それぞれ増加したことなどによります。

当第3四半期連結会計期間末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて6,182千円減少し、35,333千円となりました。これは主に、平成24年12月の本社移転に伴う敷金の返還などにより、投資その他の資産が6,182千円減少したことによります。

この結果、当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1,358,848千円増加し、1,733,099千円となりました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて57,796千円減少し、204,646千円となりました。これは主に前受金が23,148千円及び未払金が39,089千円それぞれ減少したことなどによります。

当第3半期連結会計期間末の固定負債は、前連結会計年度末に比べて16,984千円減少しました。これは、GENESIS Pharma SAから獲得した一時金16,984千円を長期前受金から売上高に計上したことによります。

この結果、当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて74,780千円減少し、204,646千円となりました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,433,629千円増加し、1,528,452千円となりました。これは主に、新株の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ588,459千円増加したものの、四半期純損失328,909千円を計上したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は132,248千円であり
ます。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

(5) 継続企業の前提に関する事項について

当社グループは、継続的に営業損失を計上してきておりますが、前連結会計年度末の手元資金（現金
及び預金）残高239,525千円は想定される年間必要資金に比して著しく少ない金額でした。このことか
ら、当社グループは前連結会計年度末において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるよう
な状況が存在していると判断しておりました。

この状況への対応策の一つとして当社グループは、平成24年12月27日にマイルストーン・キャピタ
ル・マネジメント社宛に第三者割当による新株式及び第9回新株予約権を発行し、前連結会計年度に当
該新株式発行により170,000千円、第9回新株予約権の行使により10,020千円を調達しておりました。
さらに当期は平成25年2月1日までに第9回新株予約権の残存全権行使により640,278千円を調達いた
しました。

また、平成25年9月2日に自己資本拡充と運転資金及び研究開発資金確保という課題に対応すること
を目的としてUBS AG ロンドン支店宛に第10回新株予約権及び第11回新株予約権を発行し、平成25年11
月12日までに2,076,561千円を調達いたしました。このように財務基盤については大幅な改善を実現し
ておりますが、一方で細胞シート再生医療事業の重要課題である細胞シート再生医療第1号製品の早期
事業化の道程を示すまでには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依
然として存在していると判断しております。ただし、重要な不確実性は認められないため「継続企業の
前提に関する注記」の記載を解消することとしております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、引き続き以下の施策に取り組んでおります。

細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目的とした事業提携の実現

当社グループは、引き続き複数の相手方と守秘義務契約を締結して事業提携交渉を進めておりま
す。当第3四半期連結会計期間末までに具体化したものはございませんでしたが、当社グループはこ
れらの交渉を通じた事業提携の実現を当該状況の解消を図る上での最優先課題と位置付けて引き続き
推進していく所存です。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,300,000
計	15,300,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,275,419	7,795,419	東京証券取引所 J A S D A Q グロース	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	7,275,419	7,795,419	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期連結会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

第10回新株予約権

決議年月日	平成25年8月13日
新株予約権の数(個)	274(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	274,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自平成25年9月3日 至平成26年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,910.421(注)3 資本組入額 955.2105(注)4
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の計算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整する。

- 2 新株予約権の行使価額は、1円とする。
- 3 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を、新株予約権の目的となる株式の数で除した額とする。
- 4 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 5 当社は、新株予約権の取得が必要と取締役会が決議した場合は、新株予約権の払込期日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、新株予約権1個当たり、取得日の10取引日前から取得日前日までの10連続取引日におけるVWAPの単純平均値(但し、VWAPが算出されない日は除く。)に1,000を乗じた価額(1円未満端数切捨て)で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する新株予約権の全部又は一部を取得する。

第11回新株予約権

決議年月日	平成25年 8月13日
新株予約権の数(個)	1,400(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,400,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,701(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成25年9月3日 至 平成27年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,713.5(注)4 資本組入額 856.75(注)5
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下の通りである。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,400,000株で固定されるが、行使価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄を参照のこと)は修正される可能性がある。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- (2) 下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の通り、当社は平成25年9月3日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。
- (3) 行使価額の下限(以下「下限行使価額」といい、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定を準用して調整される。)は、当初行使価額の100%に相当する金額であり、行使価額の修正が開始された後も、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整が生じる場合を除き、行使価額が当初行使価額を下回ることはない。下限行使価額が平成25年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値であると仮定した場合、本新株予約権に係る資金調達の総額は2,930,900,000円となる。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
- (4) 本新株予約権には、下記の通り当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり12,500円の価額で、新株予約権者(当社を除く。)の保有する新株予約権の全部又は一部を取得する。

当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり12,500円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得する。

2 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

但し、下記第(2)項乃至第(4)項により、割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

- (2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第号及び第号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第号eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 新株予約権の行使価額は、1,701円（以下当初行使価額という。）とする。但し、行使価額は第(3)項の規定に従って調整される。
- (2) 当社は平成25年9月3日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を新株予約権に係るすべての新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が当初行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は当初行使価額とする。
- (3) 行使価額の調整

当社は、当社が新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a) 下記第号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

c) 下記第 号 b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第 号 b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第 号 b に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

e) 本号 a 乃至 c の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 a 乃至 c にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株 式 数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

c) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第 号 e の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記第 号の規定にかかわらず、同号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第(2)項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合も、当初行使価額については、かかる調整を行うものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第 号 e に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 4 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を、新株予約権の目的となる株式の数で除した額とする。上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(2)項及び第(3)項に基づき、行使価額の修正及び調整が行われた場合は、発行価格は変動する。
- 5 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(2)項及び第(3)項に基づき、行使価額の修正及び調整が行われた場合は、資本金組入額は変動する。
- 6 本新株予約権欄外記載事項
(1) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について本新株予約権所有者 UBS AG ロンドン支店(以下「割当先」という。)との取り決めの内容

本新株予約権の行使指定条項

- a) 行使指定条項による行使指定又は記載の行使停止指定条項に基づく行使停止指定がなされた場合を除き、記載の制限超過行使の禁止に従うことを条件として原則としていつでも割当先の裁量で本新株予約権を行使できる。
- b) 当社が機動的な資金調達を希望した際には、一定の条件に従って行使指定できる。割当先は、かかる行使指定に従って、一定の条件及び制限の下で本新株予約権を行使する。
- c) 但し、本新株予約権の行使指定をする際には、当社が一度に行使指定を行うことのできる行使指定期間は最長20取引日とし、行使指定を行うことのできる新株予約権の数は、行使指定のなされる日の前日までの1ヶ月間又は同3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の15%に最も近似する株式数に行使指定期間の日数を乗じた数に相当する数以下となるよう行使指定を行う。
- d) 行使指定の直前の取引日における当社普通株式の終値が行使価額を下回る場合、当社株式に係るインサイダー情報がある場合、当社の財務状況又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など、一定の条件の下では、当社は行使指定を行うことはできない。

新株予約権の行使停止指示条項

- a) 当社は、割当先に対して、一定の条件に従って行使停止指定ができる。
- b) 行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる本新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の行使停止指定を行うことができる。さらに、当社は、いったん行った行使停止指定をいつでも取り消すことができる。但し、当社は、行使指定を行った場合、割当先が当該行使指定に基づき行使しなければならない本新株予約権の行使を妨げるような行使停止指定を行うことはできない。

制限超過行使の禁止

当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び有価証券上場規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づいて、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所用の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(制限超過行使)を割当先に行わせない。

新株予約権の取得条項

- a) 当社は、本新株予約権の割当日の翌営業日以降いつでも、当社取締役会の決定により発行価額と同額で本新株予約権の一部又は全部を取得する旨及び取得日を決議することができる。
- b) 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社はその裁量でいつでも残存する本新株予約権を取得することができる。
- c) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、発行価額と同額で本新株予約権の全部を取得する。

買戻義務

当社は、本新株予約権第三者割当契約に基づき平成27年9月2日に、その時点で残存する本新株予約権のすべてを発行価額で買い取る義務を負う。

譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者への譲渡は行われない。本新株予約権を譲渡する場合、割当先は、本新株予約権の行使指定を行う権利その他の第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させる。

(2) 当社の株券の売買について割当先との取り決めの内容

該当事項なし。

(3) その他投資者の保護を図るために必要な事項

割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、新株予約権の行使指示を行う権利等第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期連結会計期間において行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されました。

	第3四半期会計期間 (平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	275
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	275,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,793.7
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	493
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	275
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	275,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	1,793.7
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	493

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日(注)1	289,784	7,275,419	256,260	4,002,155	256,260	3,982,155

(注)1 新株予約権の行使による増加です。

2 平成25年10月1日から平成25年11月13日の間に第11回新株予約権の行使が行われ、発行済株式総数が520,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ524,550千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,982,200	69,822	-
単元未満株式	普通株式 3,435	-	-
発行済株式総数	6,985,635	-	-
総株主の議決権	-	69,822	-

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式66株が含まれております。
2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日現在)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

- (注) 1 当社は、自己株式のうち、単元未満の自己株式を66株所有しております。
2 当第3四半期会計期間末日現在の「自己株式等」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日現在)に基づく株主名簿による記載をしております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	239,525	1,581,085
売掛金	6,804	18,816
商品及び製品	8,798	8,659
仕掛品	7,754	4,263
原材料	376	471
前払費用	35,679	64,572
その他	33,795	19,898
流動資産合計	332,734	1,697,765
固定資産		
投資その他の資産	41,515	35,333
固定資産合計	41,515	35,333
資産合計	374,250	1,733,099
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,543	1,724
未払金	57,956	18,867
未払法人税等	2,146	5,861
賞与引当金	14,895	7,447
前受金	174,891	151,743
その他	11,009	19,002
流動負債合計	262,442	204,646
固定負債		
長期前受金	16,984	-
固定負債合計	16,984	-
負債合計	279,427	204,646
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,413,696	4,002,155
資本剰余金	3,393,696	3,982,155
利益剰余金	6,704,435	7,033,345
自己株式	47	201
株主資本合計	102,909	950,764
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11,472	40,444
その他の包括利益累計額合計	11,472	40,444
新株予約権	3,386	537,243
純資産合計	94,823	1,528,452
負債純資産合計	374,250	1,733,099

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	55,460	91,252
売上原価	29,293	43,606
売上総利益	26,167	47,646
販売費及び一般管理費		
研究開発費	402,705	132,248
その他	320,337	236,427
販売費及び一般管理費合計	723,042	368,675
営業損失()	696,874	321,029
営業外収益		
受取利息	47	90
補助金収入	34,172	78,163
為替差益	6,550	-
その他	3,081	1,000
営業外収益合計	43,852	79,254
営業外費用		
為替差損	-	47,102
株式交付費	1,837	2,596
支払手数料	-	35,886
その他	132	-
営業外費用合計	1,970	85,585
経常損失()	654,993	327,360
特別損失		
特別退職金	51,034	-
特別損失合計	51,034	-
税金等調整前四半期純損失()	706,027	327,360
法人税、住民税及び事業税	3,157	1,549
法人税等合計	3,157	1,549
少数株主損益調整前四半期純損失()	709,185	328,909
四半期純損失()	709,185	328,909

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	709,185	328,909
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,203	51,917
その他の包括利益合計	1,203	51,917
四半期包括利益	710,388	276,991
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	710,388	276,991
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	1,041千円	899千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は新株予約権の行使により、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ125,434千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が3,323,659千円、資本準備金が3,303,659千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は新株予約権の行使により、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ588,458千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が4,002,155千円、資本準備金が3,982,155千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント(注)1			調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	55,460	-	55,460	-	55,460
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	55,460	-	55,460	-	55,460
セグメント損失()	11,478	446,896	458,375	238,499	696,874

(注)1 再生医療支援事業は既に製品を販売して売上高を計上しておりますが、細胞シート再生医療事業は現在、事業化準備段階にありますので、売上高計上には至っておりません。

2 セグメント損失の調整額 238,499千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント(注)1			調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	74,268	16,984	91,252	-	91,252
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	74,268	16,984	91,252	-	91,252
セグメント利益又は損失()	391	172,862	172,471	148,558	321,029

(注)1 セグメント損失の調整額 148,558千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	126円44銭	47円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額() (千円)	709,185	328,909
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額() (千円)	709,185	328,909
普通株式の期中平均株式数 (千株)	5,608	6,914
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第11回新株予約権の権利行使)

当社が平成25年9月2日に発行した第11回新株予約権につき、平成25年10月1日から平成25年11月12日までの間に、以下のとおり行使されました。

(1) 新株予約権行使の概要

新株予約権の名称

株式会社セルシード第11回新株予約権

行使価格

1株あたり2,005円

(平成25年10月1日から平成25年11月12日までの間の行使価格の単純平均)

行使新株予約権個数

520個

行使者

UBS AG ロンドン支店

交付株式数

520,000株

行使価額総額

1,042,600,000円

(2) 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金

増加する発行済株式数

520,000株

増加する資本金の額

524,550,000円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月12日

株式会社 セルシード
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。
認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年9月2日に発行した第11回新株予約権につき、平成25年10月1日から平成25年11月12日までの間に権利行使がなされた。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。